

契約約款

(契約の成立)

第1条 本契約は、契約者（以下甲とする）が、契約書の内容及び以下の条項を承諾の上、株式会社ティルモ（以下乙とする）と、甲の被保護者（役務対象者、以下丙とする）に対する役務提供契約を締結する意思を示し、本契約書を受領することで成立する。

2 本契約は「特定商取引に関する法律」に基づく契約である。

(役務の提供)

第2条 乙は丙に対し、本契約書記載の役務を提供する。

(役務の提供範囲)

第3条 乙が丙に対する役務提供の範囲は、本契約締結時に記載された学習指導及びそれに必要な教育相談・資料提供とする。

2 前項の内容を超える学習指導に関する役務提供を、甲または丙が希望する場合は、別途乙が定める学習指導に関する商品申し込まなければならない、当該役務は本契約とは異なる契約となる。また、対価の支払いについては別途定めることとする。

(役務の提供形態)

第4条 乙が丙に対する役務提供の形態は、以下の各号によるものとする。

①通常個別指導（契約書記載の「通常個別指導」）は、契約書記載の役務提供場所で役務提供時間内に、乙に所属する講師が丙を含む最大3名の生徒に対して個別に学習指導を実施する、または丙が情報通信機器を介した映像授業を視聴する形式で自主的に学習指導を受けるものとする

②完全個別指導（契約書記載の「完全個別指導」）は、契約書記載の役務提供場所で役務提供時間内に、乙に所属する講師が丙に対してマンツーマンで学習指導を実施するものとする。

③集団個別指導（契約書記載の「集団個別指導」）は、契約書記載の役務提供場所で役務提供時間内に、乙に所属する講師が丙を含む複数の生徒に対して、映像を使った学習指導をするものとする。

④ その他授業及びオプション授業の形態については別途定めることとする。

2 前項に定める講師は、本契約によりその担当が固定されることを約束するものではないことを、甲及び丙は理解したものとす。

(契約締結及び役務提供に対する対価の支払)

第5条 甲は、本契約締結にかかわる費用として乙が指定する金額（入塾金）を乙が指定する方法及び期日内に支払わなければならない。

2 甲は、乙が本契約履行にかかる費用として定めた役務提供対価（契約期間内授業料及び指導関連費に基づく月額料金）を乙が指定する方法及び期日内に支払わなければならない。

3 本契約に基づく乙の提供する役務の結果（丙の学習成績または志望校合格等）は一切が保証されるものではなく、甲はその結果を理由に役務提供対価の支払義務を逃れることはできないものとする。

(契約締結及び役務提供に対する対価の支払方法及び期限)

第6条 前条1項に定める費用の支払方法は、甲が指定する金融機関からの自動振替とし、期限は乙が指定する日までとする。

2 前条2項に規定する費用の支払方法は、甲が指定する金融機関からの自動振替とし、期限は乙が指定する日（前月27日。ただし金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）までとする。

3 本条に規定される支払期限内に契約締結及び役務提供に対する対価を甲が支払わない場合、乙は口頭もしくは書面による催告を経て、本契約に基づく役務提供を中断することができるものとし、この中断による役務提供の欠損については一切補填しないものとする。

(役務提供に対する対価の内容)

第7条 第5条2項に定める授業料及び指導関連費は、甲または丙が希望する学習指導に関する役務提供の種別、週当たりの回数、教科及び丙の契約締結時に在籍する学年で、契約期間内の授業料の総額及び年間指導関連費の総額が決定し、それに基づいた月額授業料及び指導関連費を決定するものとする。

2 第9条に定める役務提供開始日が、乙の定める各月第二週目以降にあたる場合は、その月に限り授業料は月内の回数分の授業料とし、指導関連費は免除するものとする。

3 本条1項及び2項に定める対価の内容に含まれない商品（模擬試験・教材及び資料・オプション講座）の対価は別途定めることとし、支払い方法に関しては前条に準じるものとする。

(契約内容の変更)

第8条 甲または甲の同意を得ている丙が、契約内容の変更を希望する場合は、乙指定の方法にて必要事項を、変更希望月の前月二週目（乙指定のカレンダーの定める）までに所属教室に連絡することで変更することができるものとする。

2 契約内容の変更は、退塾、学習指導回数、学習指導教科の増加、減少もしくは変更を指すものとする。

3 契約内容の変更は、乙の定める各月の第一週から適用できるものとする。

4 本条に定める変更により、役務提供に対する対価が変更した場合は変更が適用された月度で、乙は甲に対して前受金による相殺もしくは追加請求を行なうものとする。

(役務提供開始日)

第9条 乙が丙に対する役務提供開始日は、本契約締結の際指定された「学習指導の開始日」とし、実際の役務提供の有無は問わないものとする。但し、甲、乙または丙の正当な事由により役務提供開始日が甲乙丙の同意の下で変更されること妨げない。

(役務提供回数)

第10条 乙は本契約書記載の「指導教科及び学習総時間数」に基づき、学習指導に関する役務提供を行うものとする。

2 第9条に定める役務提供開始日によって、前項の役務提供回数は変動するものとし、契約期間内の総授業回数は、乙が定める年間カレンダーに基づき決定されるものとする。

(役務提供場所)

第11条 乙は本契約書記載の「役務提供場所」にて、学習指導に関する役務提供を行う。但し乙に正当な事由がある場合に、甲もしくは丙の同意の下、役務提供場所を変更することを妨げない。

(契約期間)

第12条 本契約の期間は原則として翌3月31日までの最大12ヶ月間とする。但し、提供役務の内容上、提供期間が13ヶ月以内になる場合はその期間を以て本契約の期間とする。

(契約の更新)

第13条 本契約の期間満了の30日前までに甲から、本契約の解約の申し出が無い場合は、自動的に更新されるものとする。但し甲または丙からの契約期間満了30日以内の正当な事由に基づく契約の解約ができることを妨げない。

(クーリングオフ)

第14条 甲は本契約書が乙より交付された日を起算日として8日間、及び第9条に定める役務提供開始日を起算日として30日間は書面によって契約を解除（クーリングオフ）することができる権利を有している。

2 前項の契約の解除は、甲が当該契約を解除する旨を記載した書面を発信したときに成立する。

3 契約解除の密面には、甲の署名、契約締結日及び契約内容についての記載が必要となる。

第15条 前条による契約の解除により、乙は解約手数料、損害賠償、違約金、契約解除までに行われた役務提供分の対価及び役務に必要な物品の対価について一切請求は行わない。

2 前条による契約の解除の場合、甲は乙が丙に配布した教材及び教具に関して未使用のものについては乙に返還しなければならない。

(クーリングオフによる前受金の返還方法)

第16条 第14条に定める契約の解除を行った場合、乙は甲が既に支払っている契約締結及び役務提供に関する費用の全てを返還しなければならない。

2 返還の期限は甲乙間で特に定めのない限り、甲が契約解除を申し出た日より30日以内とする。

(中途解約)

第17条 第14条に定める契約の解除可能期間外でも、甲は第12条に定める契約期間内に、任意に本契約を解約することができるものとする。

2 甲が本契約の解約を希望する場合は、解約希望日の30日前までに乙に書面で申請するものとする。但し、甲または丙の正当な事由により解約希望日30日以内の申請がなされた場合でも希望日での契約解約を妨げない。

(中途解約手数料)

第18条 第17条に定める契約期間中の解約が甲より申請された場合、乙は以下に定める額を超えない範囲で、解約手数料を請求できるものとする。

- ① 役務提供前において契約締結のために通常要する費用として、一万一千円
- ② 役務提供後において契約限行のために通常要する費用として、役務提供分と対価の費用
- ③ 役務提供後において契約解約のための解約手数料として、二万円または一ヶ月の授業料に相当する金額のいずれか低い額

(前受金の返還)

第19条 中途解約がなされた場合、第18条に定める解約手数料を乙が甲に請求した場合、すでに乙が甲から前受金として受領している場合は、解約手数料を差し引いた全額を甲に返還するものとする。

- 2 前項に規定する返還金は、甲が指定する金融機関口座に契約解約日から30日以内に返還するものとする。

(中途解約時の関連商品の取り扱い)

第20条 第17条に定める契約期間中の解約が甲より申請された場合、第7条3項に該当する役務提供に含まれない商品について、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に実費を返還するものとする。

(乙からの契約解約)

第21条 乙は甲または丙が以下の各号に該当すると判断した場合により、本契約を解約できるものとする。

- ① 甲が納入期限までに授業料を納めない場合
 - ② 甲または丙が、乙の教室運営について著しく秩序を乱した場合
 - ③ 甲が破産等の申立をしたとき、もしくはその申立を受けたとき、または仮処分、差押、強制執行、競売を受けたとき
 - ④ 甲または丙が、乙の名誉を著しく損なう行為、乙の業務に著しく支障を生じさせる行為、他の会員・保護者との協調を著しく害する行為、その他これらに準ずる行為を行った場合
 - ⑤ 甲または丙が、乙の定める会員規約に反する行為を行った場合
 - ⑥ 甲または丙が法または公序良俗に反する行為を行った場合
- 2 前項の各号に該当し乙から契約解約を行った場合は、役務未提供分を含み納入された授業料他について、乙は返金しない。
 - 3 1項各号に該当し乙から契約解約を行った場合に、甲が乙の役務提供分に対する対価を支払っていない場合、甲乙協諾の上、支払い方法及び期限を設定するものとする。但し、1項3号に該当する場合はこの限りではない。

第22条 乙は以下の各号に該当する場合、甲または丙に対し、書面もしくは口頭により、本契約を解約することができる。

- ① 自然災害等による役務提供場所の倒壊などで、役務提供の継続が困難になった場合
 - ② その他乙の事措により役務提供の継続が困難になった場合
- 2 前項各号による乙からの契約解約については、第18条に定める中途解約手数料の請求はなされないものとする。

(契約書面の内容確認)

第23条 甲及び丙は、乙が作成した契約書面（契約害及び約款）の内容を十分確認した上で、契約の締結に及ぶものとする。

